		日	号外	ページ
五九	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件		一五	49
六〇	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件		一九	七
六一	中小企業信用保険法第二条第五項第一号の規定に基づく同号の事業者を指定する件		二五	九
六二	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件		二七	八
六三	電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件		二七	九
六四	中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件		二七	60 六五
六五	電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件		二八	六
六六	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を指定した件の一部を改正する件		二九	五
六七	小規模企業共済法第九条第三項第二号ロ及びハの平成三十一年度に係る支給率を定める件		二九	六
六八	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則及びエネルギー管理講習に関する規則の一部を改正する省令の施行等に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示		二九	63 五二六
六九	電子計算機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の全部を改正した件		二九	63 五二八
七〇	工場等におけるエネルギー使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件		二九	63 五三
七一	一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件		二九	63 五四八
七二	事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式を定めた件		二九	63 五四八
七三	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示		二九	63 五五二
七四	電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標の一部を改正する告示		二九	63 五五三
七五	入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する告示		二九	63 五五四
七六	回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示		二九	63 五七一
七七	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する告示		二九	63 五七三
七八	製造業外国従業員受入事業に関する告示及び外国人起業活動促進事業に関する告示の一部を改正する告示		二九	63 五七三
七九	計量法施行規則、特定計量器検定検査規則及び指定製造事業者の指定等に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が別に定める方法、検定証印をはり付け印により付する場合の様式及び基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式を定める件の一部を改正する件		二九	63 五八一
八〇	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則の一部を改正する規則		二九	63 五八一
八一	一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第四号及び同条第二項に基づき経済産業大臣が定める額を定める件		二九	63 五八三
八二	学習塾業に係る経営力向上に関する指針を定めた件		二九	63 五八四
八三	租税特別措置法第十一条第一項の表の第四号及び第四十三条第一項の表の第四号の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産を指定する件の一部を改正する件		二九	特5 八七〇
八四	租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件		二九	特5 八七一
八五	中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示		二九	特5 八七一
八六	租税特別措置法施行規則第二十一条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに第二十二条の五十九第二項から第四項まで及び第六項に規定する経済産業大臣の認定に関する手続の一部を改正する告示		二九	特5 八七三
八七	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を次のように改正する件		三〇	特6 八八九
八八	輸入貿易管理規則第二条第一項第一号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件		三〇	特6 九一
八九	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件		三〇	特6 九二